

(テーマ)

本国法（韓国）が不明な場合に遺産はどのように処理すべきか

(設問)

父は本妻と子供を韓国に残し、出稼ぎのため日本に来日したまま帰国せず、日本人母との間に私が生まれました。

最近、(2012年)父が亡くなり、事業を行っていた資産と私達の居住する家屋が残され、韓国に在住する息子から父の遺産を引き渡すように求められている。

また、父は生前、自分の国は北朝鮮だと言い、「朝鮮総連」の仕事もしておりました。

父の遺産は何処の国の法律によって処理すべきでしょうか。

1. 相続の準拠法

(1) 相続に関しては、被相続人の本国法が準拠法となる。

2. 朝鮮をめぐる準拠法の問題

(1) 法の適用に関し難しい問題

3. 本国法が不明な場合の取扱い

(1) 適用すべき外国法が不明の場合は条理によって処理する考え方

4. 相続の先決問題の準拠法

(1) 先決問題についての準拠法は、相続の準拠法とは別個に決定されなければならない。